

令和4年2月20日から
長期優良住宅の認定基準に
災害配慮に係る基準が追加されます。

長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部改正により、長期優良住宅の認定基準に「自然災害による被害の発生の防止又は軽減への配慮」が追加されることを受け、呉市では以下の災害配慮基準を定めます。

令和4年2月20日以降に認定申請を行う場合に、当該基準が適用されます。

呉市における災害配慮基準

以下の区域内の建築物は、認定を行うことができません。

認定を行うことができない区域
災害危険区域※1 (建築基準法第39条第1項)
地すべり防止区域 (地すべり等防止法第3条第1項)
土砂災害特別警戒区域 (土砂災害警戒区域等における土砂災害防止等の推進に関する法律第9条第1項)
急傾斜地崩壊危険区域 (急傾斜地による災害の防止に関する法律第3条第1項)

※1 広島県建築基準法施行条例より、急傾斜地崩壊危険区域と同一の区域となります。

長期優良住宅法関連情報（国土交通省ホームページ）

https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk4_000006.html

【お問い合わせ先】

呉市役所 都市部 建築指導課
呉市中央4丁目1-6（本庁舎5階）
電話：0823-25-3511
メール：kensidou@city.kure.lg.jp